

## 「看護の日」キャラクター かんごちゃん 着ぐるみ貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、「看護の日」キャラクター かんごちゃん が、広島県看護協会（以下「本会」という。）をPRするキャラクターとして活動するにあたり、本会が所有する かんごちゃん の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象)

第2条 貸出対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本会及び本会会員が構成メンバーとなっている団体が使用するとき
- (2) 本会活動のPR、その他公益上の観点から適当と認めるとき

### (貸出手続き)

第3条 貸出を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、貸出期間1週間前までに、あらかじめ電話等で予約をし、貸出申請書（様式1）に必要書類を添えて申請しなければならない。

2 申請書の受付期間は、貸出予定日の3か月前から1週間前までとする。

3 本会での受け渡しは原則として土・日・祝日を除く9:00～17:00までとする。

4 貸出を受ける者（以下「借用者」という。）は、直接着ぐるみを借り受け、使用後は、速やかに直接返却する。

### (貸出料)

第4条 貸出料は、無料とする。

### (貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として7日以内とする。

### (使用の不承認)

第6条 本会は、第3条による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出を行わないものとする。

- (1) 本会が使用するとき
- (2) 借用を希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき。
- (3) 本会の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (5) 法令に反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (6) 特定の政治家等の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) かんごちゃん のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8) その他、本会が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 本会は、承諾に際し、条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること
- (2) 貸出期間を遵守すること
- (3) 着ぐるみ返却時には、かんごちゃん着ぐるみ使用報告書(様式2)を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) 第2条各号に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借用者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合、借用者に損害が生じても、本会はその責任を負わない。

(原状回復)

第9条 借用期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。その場合は「看護の日」キャラクター かんごちゃん着ぐるみ物品損傷・紛失報告書(様式3)を提出すること。

(本会の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、借用者が被った被害に関しては、本会は一切その責任を負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いに係る必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年10月19日から施行する。